

## 尼崎市創業支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、創業者等の創業期（第二創業含む）に要する経費の一部を補助することにより、尼崎市内での創業及び定着を促進させ、地域経済の活性化等に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響下において、新しい生活様式や新しい働き方等の変化が生まれている中、新たなビジネスにチャレンジする創業者（第二創業を含む）を対象とし、補助対象事業等を尼崎市内で開始するものとする。ただし、当該補助対象事業に関して、尼崎市が実施する他補助施策との併用はできないものとする。また、過去に同補助金の交付を受けたものについては申請できないものとする。

### (補助基準)

第3条 この要綱に基づく補助を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）及び、補助対象期間、補助対象経費、補助率、補助限度額等に関する諸事項については、別表1の補助基準に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で交付する。

### (補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、申請期間中に、創業支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定及び通知)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものとして認めるときは、創業支援補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

### (交付申請の変更)

第6条 交付決定通知書を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに創業支援補助金交付変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 名称又は代表者が変更したとき
- (2) 事業実施時期及び事業の内容並びに申請内容を変更（事業の中止を含む）したとき。  
ただし、商品分類表の小分類が同じ場合を除く。
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、補助決定者が前項の規定により、変更申請書を提出したときは、その内容を審査し、妥当と認められるときは、創業支援補助金交付変更決定通知書（第4号様式。以下「変更決定通知書」という。）により、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助決定者が、補助対象事業を完了したときは、速やかに創業支援補助金請求書(第5号様式。以下「補助金請求書」という。)に、別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により、補助金請求書の提出があったときには、その内容を審査し、妥当と認められるときは、次の各号に規定する補助額を交付するものとする。ただし、国・県等の他補助施策併用時においては、補助対象経費を超えることのない補助額を交付するものとする。

- (1) 補助金請求書の額が、交付決定通知書もしくは変更決定通知書(以下「交付決定通知書等」という。)により通知した額と同様、または上回る場合、交付決定通知書等により通知した額を補助金交付額とする。
- (2) 補助金請求書の額が、交付決定通知書等により通知した額を下回る場合、補助金請求書の額を補助金交付額とする。

(補助金交付の決定の取消等)

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定もしくは交付決定通知書又は変更決定通知書に付した条件を満たさないとき
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (3) 補助金の使途に不正があったとき
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき
- (5) 暴力団等の利益になるとき
- (6) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に相当する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

(定めのない事項の処理)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は市長が定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

別表1 補助基準

補助対象者	<p>次の各号のいずれにも該当する事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響下において、新しい生活様式や新しい働き方等の変化が生まれている中、新たなビジネスにチャレンジする創業者（第二創業を含む）を対象とする。</p> <p>(1) 尼崎市内で創業すること</p> <p>(2) 特定創業支援事業の支援を受けていること</p> <p>(3) 令和4年1月1日から令和5年1月31日までに創業すること（第二創業を含む）</p> <p>(4) 過去に同補助金の交付を受けていないこと（同一年度含む）</p> <p>(5) 前号のほか、市長が必要と認める者</p>
補助対象期間	<p>令和4年1月1日から令和5年1月31日までの期間とする。</p> <p>ただし、賃借料については、賃貸借契約を締結し、事業を開始した日の属する月の翌月から令和5年1月31日までの期間とする。</p>
事業実施必須期間	<p>事業着手日から令和5年3月31日までは事業を継続すること。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗等賃借料（契約に係る手数料は対象外）</li> <li>・ 店舗等改装費</li> <li>・ 設備費</li> <li>・ 器具備品費</li> <li>・ 広報費</li> <li>・ その他市長が認める経費</li> </ul> <p>※ただし、1品あたりの経費が50千円（税抜）以上のものが対象</p>
補助率	<p>補助対象経費の3分の2以内</p> <p>【注】</p> <p>他補助施策併用時には補助対象経費を超えることのない補助額にて補助することとする。</p>
補助限度額	<p>500千円</p> <p>1事業者につき1回の交付に限るものとする。</p>
申請受付期間	<p>令和4年6月1日から令和5年1月31日（当日消印有効）までの期間とする。</p>
請求期限	<p>令和5年2月28日（当日消印有効）まで</p>

※ 補助金の単位については、千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 経費には消費税額は含まない。

別表2 交付申請・補助金請求手続きに必要な添付書類

交付申請書	補助金請求書
<p>① 事業計画書 第1号様式の2</p> <p>② 収支予算書 第1号様式の3（補助対象事業の仕様及び経費の見積書など、支払経費の内訳を確認できる書類を添付）</p> <p>③ 特定創業支援事業の支援を受けたことを証明する書類</p> <p>④ 開業年月日を証明する書類</p> <p>⑤ 改装の内容が分かる書類（実施計画図、仕様書、及び配置図等）</p> <p>⑥ 土地及び建物の権利関係を証明する書類</p> <p>⑦ 直近の期の、確定申告書（個人事業主の場合）又は決算書（法人の場合）の写し ※創業間もない事業者は当該期間の試算表、売上台帳等</p> <p>⑧ 履歴事項全部証明書の写し又は本人確認書類</p> <p>⑨ 上記1～8号のほか、市長が必要と認める書類</p>	<p>① 実績報告書 第5号様式の1（実施状況が分かる写真など成果物等を添付）</p> <p>② 収支決算書 第5号様式の2（領収書の写しなど、補助対象経費の支払が完了したことを確認できる書類を添付）</p> <p>③ 工事等請負契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>④ 本制度以外の補助金利用がある場合は補助金額の確認できる書類</p> <p>⑤ 補助金振込先金融機関の通帳の写し（支店名・口座名義・口座番号の確認できるもの）</p> <p>⑥ 上記1～5号のほか、市長が必要と認める書類</p>